

佐賀中部広域連合公告第7号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条の規定により次のように公告する。

令和7年7月30日

佐賀中部広域連合長 坂 井 英 隆

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀広域消防局多久消防署改修工事監理業務委託
- (2) 委託場所 多久市北多久町 地内
- (3) 履行期間 契約締結の日から佐賀広域消防局多久消防署の改修工事に係る建築、電気及び機械の工事（以下「佐賀広域消防局多久消防署改修工事」という。）が完了する日（令和8年11月13日予定）まで

2 委託業務の概要

佐賀広域消防局多久消防署改修工事に係る監理業務

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町における入札参加資格審査の結果、令和7年度に建築関係コンサルタント業務に資格があると認められた者であって、佐賀市内、多久市内、小城市内、神崎市内又は吉野ヶ里町内に本店を有しているものであること。
 - イ 令和6年度に佐賀広域消防局多久消防署改修工事に係る設計業務委託を受注していないこと。
 - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - エ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
 - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - (ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2

条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀市(佐賀市上下水道局を含む。)、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町からの指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、当該申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

(3) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書、入札書等の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する書留(一般書留又は簡易書留に限る。)で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書(外封筒に封入することとし、中封筒には封

入しないこと。)

イ 入札書及び積算内訳書（中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形３号より大きくてもよい。）

ウ ３(1)ウに規定する登録を証する書類の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

(2) 提出期限 令和７年８月１９日（火）必着

(3) 提出先 郵便番号８４０－８５０１

佐賀市栄町１番１号

佐賀市総務部契約監理課

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の１１０を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１１０分の１００を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和７年８月２１日（木）午前１１時

(2) 場所 佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所（総務部契約監理課）

7 設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（ＣＤ－Ｒ（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所 佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所（建設部建築住宅課）

電話 ０９５２－４０－７１６９

(2) 期間 令和７年７月３０日（水）から令和７年８月１９日（火）までの午前９時から午後５時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成１７年佐賀市条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）とする。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和７年８月６日（水）

(2) 質問先 佐賀市建設部建築住宅課

メールアドレス kenchikujutaku@city.saga.lg.jp

(3) 回答方法 令和７年８月８日（金）午前９時から佐賀市建設部建築住宅課において公表する。

9 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和７年８月２０日（水）までに電話で連絡する。

10 入札保証金

免除

1 1 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額とする。

1 2 予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

1 3 最低制限価格

(1) この公告に係る入札については、最低制限価格を設定する。

(2) 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）に 1 0 0 分の 8 5 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1 4 同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 本案件と同日に開札する建築関係コンサルタント業務を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設関連業務共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設関連業務共同企業体の構成員を含む特定建設関連業務共同企業体

(イ) 当該特定建設関連業務共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

(ア) 当該単体企業を含む特定建設関連業務共同企業体

(イ) 当該単体企業

1 5 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者

(2) 当該入札を行った後、開札の時までに 3 (1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 当該入札について不正行為を行った者

(4) 入札書及び積算内訳書の中封筒に入れていない者

(5) 本委託業務名及び入札参加者の商号名の記載がない中封筒を外封筒に入れている者

(6) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入した入札書又は積算内訳書の中封筒に入れている者

- (7) 本委託業務名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書又は積算内訳書を中封筒に入れている者
- (8) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (9) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (10) 1人で2以上の入札を行った者
- (11) 本案件と同日に開札する建築関係コンサルタント業務を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するもの。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設関連業務共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設関連業務共同企業体の構成員を含む特定建設関連業務共同企業体

(イ) 当該特定建設関連業務共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合

(ア) 当該単体企業を含む特定建設関連業務共同企業体

(イ) 当該単体企業

1.6 落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる要件に該当するとき、又は当該要件に基づき、佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀中部広域連合は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る要件

(2) 暴力団との関係に係る要件

1.7 その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「佐賀広域消防局多久消防署改修工事監理業務委託に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市総務部契約監理課

電話 0952-40-7152

イ 本委託業務の概要に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市建設部建築住宅課

電話 0952-40-7169